

27高教福第1444号

平成28年3月29日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

公立学校における再任用短時間勤務教職員の勤務時間及び休暇等について（通知）

公立学校の再任用短時間勤務教職員の勤務時間及び休暇等について、下記のとおり取扱いを定めましたので、対象の教職員に周知し、適正に運用していただきますようお願いいたします。

記

第1 勤務時間、週休日の振替等、時間外勤務等

1 勤務時間等

- （1）市町村（学校組合）教育長は、再任用短時間勤務教職員に対して、辞令により示された勤務時間の範囲内で、公務の運営上の必要性等を考慮の上、勤務日、勤務時間及び週休日を割り振り、あらかじめ通知すること。

（通知例）

平成 年 月 日

様

市町村（学校組合）教育長名

勤務日及び勤務時間等について

あなたの勤務日及び勤務時間等は、下記のとおりです。

記

勤務日 : 月曜日から木曜日まで
勤務時間 : 午前8時30分から午後5時まで
 （うち休憩時間：正午から午後0時45分まで）
週休日 : 金曜日、土曜日及び日曜日
その他 : ※必要に応じて記載すること。

※ 辞令により示される勤務時間（平成28年度については、別途通知します。）

ア：週15時間30分（週2日、1日7時間45分） イ：週18時間（週3日、1日6時間）

ウ：週23時間15分（週3日、1日7時間45分） エ：週24時間（週4日、1日6時間）

オ：週30時間（週5日、1日6時間） カ：週31時間（週4日、1日7時間45分）

(2) 勤務日及び勤務時間の割振りは、次によること。

ア：週15時間30分勤務の場合

7時間45分勤務を週2日とする。

(例) 勤務日：月曜日、水曜日
勤務時間：午前8時30分から午後5時まで
(うち休憩時間：正午から午後0時45分まで)

イ：週18時間勤務の場合

6時間勤務を週3日とする。

(例) 勤務日：月曜日、水曜日、金曜日
勤務時間：午前8時30分から午後3時15分まで
(うち休憩時間：正午から午後0時45分まで)

ウ：週23時間15分勤務の場合

7時間45分勤務を週3日とする。

(例) 勤務日：火曜日、水曜日、金曜日
勤務時間：午前8時30分から午後5時まで
(うち休憩時間：正午から午後0時45分まで)

エ：週24時間勤務の場合

6時間勤務を週4日とする。

(例) 勤務日：火曜日、水曜日、木曜日、金曜日
勤務時間：午前8時30分から午後3時15分まで
(うち休憩時間：正午から午後0時45分まで)

オ：週30時間勤務の場合

6時間勤務を週5日とする。

(例) 勤務日：月曜日から金曜日まで
勤務時間：午前8時30分から午後3時15分まで
(うち休憩時間：正午から午後0時45分まで)

カ：週31時間勤務の場合

7時間45分勤務を週4日とする。

(例) 勤務日：火曜日、水曜日、木曜日、金曜日
勤務時間：午前8時30分から午後5時まで
(うち休憩時間：正午から午後0時45分まで)

(3) 1日の勤務時間は、各市町村（学校組合）立学校で定められた範囲内とすること。

(4) 休憩時間については、一般の常時勤務教職員と同じ時間帯とすること。

2 週休日の振替等

一般の常時勤務教職員と同様に、週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定ができるものであること。

なお、勤務開始時に定めた勤務日、勤務時間等を恒常的に変更する必要がある場合は、改めて変更後の勤務日、勤務時間等を再任用短時間勤務教職員に通知すること。

3 時間外勤務

- (1) 「高知県公立学校再任用職員選考審査案内」において定めている短時間勤務の職のうち、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手及び寄宿舎指導員については、公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（昭和46年高知県条例第40号）第6条第1項の規定により、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務は命じないものとする。

ただし、時間外勤務を命ずる場合は、同条例第6条第2項各号に掲げるいずれかの業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- (2) 短時間勤務の職のうち(1)以外の職（学校事務職員、学校栄養職員及び技能職員（土佐海援丸の船員を除く。））については、以下のとおりとする。

ア 再任用短時間勤務職員への時間外勤務命令については、業務上の必要性があり、所定の勤務時間を超えて勤務することがやむを得ない場合は行うことができる。

イ 時間外勤務手当の支給割合について、常時勤務職員と異なる場合は、次のとおりである。

- (ア) 1日6時間勤務を週3日、週4日又は週5日の場合

勤務時間を割り振られた日の7時間45分までの勤務（＝1時間45分）に対する時間外勤務手当の支給割合は、100/100となる。また、勤務時間を割り振られた日以外の日中の勤務に対する時間外勤務手当の支給割合は、135/100となる（常時勤務職員の週休日と同じ扱い）。

- (イ) 7時間45分勤務を週2日、週3日又は週4日の場合

勤務を割り振られた日以外の日中の勤務に対する時間外勤務手当の支給割合は、135/100となる（常時勤務職員の週休日と同じ扱い）。

- (ウ) 週休日の振替等により同一週以外の週に勤務時間が割り振られた場合

当該週における割振り変更後の勤務時間が38時間45分を超える時間についてのみ時間外勤務手当（25/100）が支給される。

ただし、当該週に休日勤務手当が支給される勤務を行っている場合、38時間45分を超える時間から、休日勤務手当が支給される時間を差し引いた時間が時間外勤務手当（25/100）の支給の対象時間となる。

4 その他

再任用短時間勤務教職員の出勤、休暇及び時間外勤務等については、出勤簿、休暇届及び時間外勤務・休日勤務命令簿により管理すること。

第2 年次有給休暇

1 付与日数

- (1) 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）第9条の2の規定による休暇年度（9月～翌年8月。以下同じ。）当初（9月1日）の付与日数（以下「基本の日数」という。）

次の日数が付与される。

勤務形態	付与日数
1日7時間45分勤務を週2日 (週15時間30分勤務)	$20\text{日} \times 2\text{日} / 5\text{日} = 8\text{日}$
1日6時間勤務を週3日 (週18時間勤務)	$20\text{日} \times 3\text{日} / 5\text{日} = 12\text{日}$
1日7時間45分勤務を週3日 (週23時間15分勤務)	$20\text{日} \times 3\text{日} / 5\text{日} = 12\text{日}$
1日6時間勤務を週4日 (週24時間勤務)	$20\text{日} \times 4\text{日} / 5\text{日} = 16\text{日}$
1日6時間勤務を週5日 (週30時間勤務)	$20\text{日} \times 5\text{日} / 5\text{日} = 20\text{日}$
1日7時間45分勤務を週4日 (週31時間勤務)	継続勤務期間（退職以前の継続する勤務を含む。）が、 6年6月以上の場合 20日 5年6月以上6年6月未満の場合 18日 5年6月未満の場合 16日 (労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条第2項）

- (2) 退職後に再任用される時の付与日数

ア 再任用後の勤務が退職以前の勤務と継続する場合

次の日数が付与される。

再任用時の勤務形態	付与日数
1日7時間45分勤務を週2日 (週15時間30分勤務)	退職時の残日数
1日6時間勤務を週3日 (週18時間勤務)	退職時の残日数 注意
1日7時間45分勤務を週3日 (週23時間15分勤務)	退職時の残日数
1日6時間勤務を週4日 (週24時間勤務)	退職時の残日数 注意
1日6時間勤務を週5日 (週30時間勤務)	
1日7時間45分勤務を週4日 (週31時間勤務)	退職時の残日数

注意 退職前と比べ1日の勤務時間に変更される場合、1日未満の端数については、次のいずれか多い方の時間数とする。

- ① 1日未満の端数(A)×変更後の1日の勤務時間／変更前の1日の勤務時間
(1時間未満切り上げ)
- ② 1日未満の端数(A)

(例1) 4月1日からの勤務形態 7時間45分勤務を週4日(週31時間勤務)
退職時の残日数 10日4時間45分
10日4時間45分が付与される。

(例2) 4月1日からの勤務形態 6時間勤務を週5日(週30時間勤務)
退職時の残日数 10日4時間45分
1日未満の端数(4時間45分(A))について、
 $4時間45分(A) \times 6時間 / 7時間45分 = 3.67\cdots$
 $\div 4時間 < 4時間45分(A)$
となるため、**10日4時間45分**が付与される。
※ 時間単位の取得は、6時間で1日に換算。(注意参照)

ただし、再任用が定年等による退職後相当期間を経過した後においてなされた場合には、新たに任期の定めのある職員として採用したものとして取り扱う(イ参照)ものとする。

イ 再任用後の勤務が退職以前の勤務と継続しない場合(アただし書の場合)
次の算式による日数が付与される。

基本の日数 × 新たに職員となった月に応じた下表に定める係数 (1日未満の端数四捨五入)												
職員と なった月	9月 (※)	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
係数	1	11/12	10/12	9/12	8/12	7/12	6/12	5/12	4/12	3/12	2/12	1/12

(※9月1日採用の場合(1(1)参照)を除く)

(例) 5月1日に再任用され、6時間勤務を週4日(週24時間勤務)の場合
 $16日 \times 4 / 12 = 5.333\cdots日 = 5日$ (1日未満の端数四捨五入)

(3) 再任用2年目以降における4月1日の付与日数

再任用2年目の場合、次表による日数が付与される（再任用3年目以降も同様）。

		再任用2年目の勤務形態			
		週の勤務日数が5日	週の勤務日数が4日で、週の勤務時間数が30時間以上	週の勤務日数が4日で、週の勤務時間数が30時間未満	週の勤務日数が3日
再任用1年目の勤務形態	週の勤務日数が5日	1年目の残日数	1年目の残日数	1年目の残日数	1年目の残日数
	週の勤務日数が4日で、週の勤務時間数が30時間以上	1年目の残日数 ※継続勤務期間が6年6月未満の場合は、 注1 の(ア)又は(イ)の算式を適用	1年目の残日数	1年目の残日数	1年目の残日数
	週の勤務日数が4日で、週の勤務時間数が30時間未満	注1 の(ア)又は(イ)の算式を適用	注1 の(ア)又は(イ)の算式を適用	1年目の残日数	1年目の残日数
	週の勤務日数が3日	注1 の(ア)又は(イ)の算式を適用	注1 の(ア)又は(イ)の算式を適用	注1 の(ア)又は(イ)の算式を適用	1年目の残日数

注1

(a)：基本の日数（休暇年度当初（9月1日）の付与日数）
(b)：前年9月から3月までの月数（＝7月）
(c)：4月1日において新たに採用されたとして付与される日数（(2)イを参照）
(d)：前年8月末における残日数（3による繰越日数）
(e)：3月末までに使用した日数
(ア) $(a) \times (b) / 12 + (c) \leq (a)$ となる場合
(イ) $(a) \times (b) / 12 + (c) > (a)$ となる場合
$(a) \times (b) / 12 + (c) + (d) - (e)$
※「 $(a) \times (b) / 12$ 」は、1日未満の端数を四捨五入する。
なお、1日の勤務時間が前年度と変更になる場合、上記の計算式（ア）又は（イ）により算出した値に、1日未満の端数がある場合について、次のいずれか多い方の時間数とする。
① 1日未満の端数(A) × 変更後の1日の勤務時間 / 変更前の1日の勤務時間（1時間未満切上げ）
② 1日未満の端数(A)

注2

注1の適用があるもののほか、前年度の再任用と比べ1日の勤務時間に変更される場合、「残日数」に1日未満の端数について、**注1**の①又は②のいずれか多い方の時間数とする。

(例)

前年度までの勤務形態 7時間45分勤務を週3日（週23時間15分勤務）
4月1日からの勤務形態 6時間勤務を週5日（週30時間勤務）
(a)：前年9月1日の年次有給休暇の付与日数 12日
(b)：前年9月から3月までの月数 7月

(c) : 4月1日に新たに採用されたとして付与される日数
 $20 \text{ 日} \times 5 / 12 = 8.33 \cdots \text{ 日} \div 8 \text{ 日}$ (小数点第1位四捨五入)

(d) : 前年8月末における残日数(繰越日数) 10日5時間

(e) : 前年9月1日から3月31日までの使用日数 4日3時間

{(a)12日 $\times$ (b)7/12 + (c)8日} (=15日) 【>(a)12日】となるため、
 $15 \text{ 日} + (d)10 \text{ 日} 5 \text{ 時間} - (e)4 \text{ 日} 3 \text{ 時間} = 21 \text{ 日} 2 \text{ 時間}$
 1日未満の端数(2時間(A))について、
 $2 \text{ 時間} (A) \times 6 \text{ 時間} / 7 \text{ 時間} 45 \text{ 分} = 1.54 \cdots$
 $\div 2 \text{ 時間} = 2 \text{ 時間} (A)$
 となることから、**21日2時間**が付与される。

(4) 休暇年度の途中で勤務形態が変更された場合の付与日数

ア 当該休暇年度の初日に勤務形態の変更があった場合

次の算式による日数が付与される。

基本の日数 + 前年 8 月末における残日数（3 による繰越日数）

勤務形態の変更により 1 日の勤務時間に変更される場合、1 日未満の端数については、次のいずれか多い方の時間数とする。

① 1 日未満の端数(A)×変更後の 1 日の勤務時間／変更前の 1 日の勤務時間
(1 時間未満切り上げ)

② 1 日未満の端数(A)

勤務形態の変更により 1 日の勤務時間が変更される場合、1 日未満の端数については、次のいずれが多い方の時間数とする。

- ① 1日未満の端数(A)×変更後の1日の勤務時間／変更前の1日の勤務時間
(1時間未満切り上げ)
- ② 1日未満の端数(A)

イ 当該休暇年度の初日後に勤務形態の変更があった場合

次の算式による日数が付与される（算式の考え方は、（３）注１と同じ。）。

(a)：基本の日数（休暇年度当初（9月1日）の付与日数）
 (b)：変更前日までの期間の月数（1月未満は1月とする。）
 (c)：変更日において新たに採用されたとして付与される日数（(2)イを参照）
 (d)：前年8月末における残日数（3による繰越日数）
 (e)：変更前日までに使用した日数

(ア) $(a) \times (b) / 12 + (c) \leq (a)$ となる場合 $(a) + (d) - (e)$ (イ) $(a) \times (b) / 12 + (c) > (a)$ となる場合 $(a) \times (b) / 12 + (c) + (d) - (e)$	※「 $(a) \times (b) / 12$ 」は、 1日未満の端数を四捨五入する。
---	---

なお、1日の勤務時間が前年度と変更になる場合、上記の計算式（ア）又は（イ）により算出した値に、1日未満の端数がある場合について、次のいずれか多い方の時間数とする。

- ① 1日未満の端数(A)×変更後の1日の勤務時間／変更前の1日の勤務時間（1時間未満切上げ）
- ② 1日未満の端数(A)

なお、1日の勤務時間が前年度と変更になる場合、上記の計算式（ア）又は（イ）により算出した値に、1日未満の端数がある場合について、次のいずれが多い方の時間数とする。

- ① 1日未満の端数(A)×変更後の1日の勤務時間／変更前の1日の勤務時間
(1時間未満切上げ)
- ② 1日未満の端数(A)

2 取得単位及び日への換算

(1) 取得単位（一般の常時勤務教職員と同じ。）

1 日又は 1 時間単位

ただし、1回の勤務に割り振られた勤務時間（半日勤務時間の割振り変更が行われた場合にあつては、当該半日勤務時間の割振り変更が行われた後の勤務時間）に1時間未満の端数がある場合において、当該勤務時間の全てを勤務しないとき（当該勤務

時間が1日を単位として年次有給休暇が与えられる時間である場合を除く。)は、当該勤務時間の時間数とする。

また、残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数を単位とする。

(2) 日への換算

時間単位で取得した場合の日への換算は、勤務日ごとの勤務時間数で1日として日に換算する。

(例) 1日6時間勤務を週5日(週30時間勤務)の場合

- ・ 時間単位(1時間、2時間など)で取得できる。
- ・ 6時間休む場合は1日として取得する。
- ・ 時間単位で取得し、取得時間の合計が6時間になった場合は、1日として日に換算する。

3 翌年への繰越し

その年に付与された基本の日数を上限とする残日数を翌年に繰り越すことができる。

(例) 1日7時間45分勤務を週4日(週31時間勤務)の場合

前提条件: 継続勤務期間は6年6月以上

3月31日退職時の残日数 40日

4月1日新規再任用時の残日数 40日(退職時の日数を引き継ぎ)

その年の9月1日の付与日数 20日^注+繰越日数(20日上限)

^注: 継続勤務期間6年6月以上のため、20日となる(1(1)参照)。

第3 特別休暇等

1 特別休暇

種類及び付与日数等は、別紙のとおり。なお、以下の点に留意すること。

(1) 一般の常時勤務教職員と異なる休暇

次のとおりとする。なお、再任用短時間勤務教職員は、公立学校共済組合が実施する人間ドックの受診の対象とならないことから、人間ドックについては、特別休暇の対象にはならない。

ア 夏期特別休暇5日、結婚休暇5日

(ア) 取得日数

1週間当たりの勤務日の日数を5日で除した日数を一般の常時勤務教職員が取得できる日数に乗じて得た日数（1日未満の端数四捨五入）

勤務形態	付与日数
1日7時間45分勤務を週2日（週15時間30分勤務）	$5日 \times 2日 / 5日 = 2日$
1日6時間勤務を週3日（週18時間勤務）	$5日 \times 3日 / 5日 = 3日$
1日7時間45分勤務を週3日（週23時間15分勤務）	$5日 \times 3日 / 5日 = 3日$
1日6時間勤務を週4日（週24時間勤務）	$5日 \times 4日 / 5日 = 4日$
1日6時間勤務を週5日（週30時間勤務）	$5日 \times 5日 / 5日 = 5日$
1日7時間45分勤務を週4日（週31時間勤務）	$5日 \times 4日 / 5日 = 4日$

(イ) 取得単位

1日単位

ただし、夏期特別休暇については、1日あたりの勤務時間が7時間45分の者については、4時間単位（始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間。休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に4時間未満の端数があるときは、当該残日数の全て）で取得することができる。

イ 育児休暇

1日6時間勤務の場合、生後1年に達しているときは、1日1回とする。

(2) 退職後継続して再任用される場合及び年の途中で勤務形態が変更された場合の日又は時間単位で取得する休暇の取得日数

妊娠障害休暇、男性職員の育児参加休暇、配偶者の出産休暇、看護休暇、短期介護休暇及びボランティア休暇が該当

ア 使用した日数に1日未満の端数がない場合

当該休暇の取得可能な日数から、勤務形態の変更の日の前日までに使用した日数を減じて得た日数が付与される。

(例) 看護休暇

年間5日取得可能、勤務形態の変更の月の前日までに2日取得していた場合

$$5日 - 2日 = 3日$$

イ 使用した日数に1日未満の端数がある場合

次の算式による日数が付与される。

- | |
|---|
| (a) : 当該休暇の取得可能な日数
(b) : 勤務形態の変更の日の前日までに使用した日数（1日未満の端数を切り上げ）
(c) : 変更後の勤務形態における1日の換算時間数
(d) : (b)の1日未満の端数の時間数（1時間未満の端数四捨五入、0を下回る場合は0）
(a) - (b) + (c) - (d) |
|---|

(例) 看護休暇

年間5日取得可能、4月1日から6時間勤務を週5日（週30時間勤務）の再任用短時間勤務教職員が、勤務形態の変更の日の前日（3月31日：退職日）までに2日と2時間取得していた場合

(a) 5日 - (b) 3日（←2日と2時間（1日未満の端数切り上げ））
+ (c) 6時間 - (d) 2時間
= **2日4時間**

(3) 勤務の継続

再任用教職員の特別休暇については、再任用後の勤務が定年等による退職以前の勤務と継続するものとする。ただし、再任用が定年等による退職後相当期間を経過した後になされた場合には、新たに採用したものとし、勤務は継続していないものとして取り扱う。

2 病気休暇及び介護休暇

一般の常時勤務教職員と同じ取扱いとなる。勤務の継続については、1（3）と同じ取扱いとなる。

3 組合休暇

一般の常時勤務教職員と同じ取扱いとなる。

第4 給与

1 給料月額、給料の調整額、管理職手当、地域手当及び教職調整額

勤務時間数に応じた額が支給される。

2 その他手当

特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、通勤手当、単身赴任手当（H27.4.1～）、定時制通信教育手当、産業教育手当及び義務教育等教員特別手当は、常時勤務の再任用教職員と同様に支給される（時間外勤務手当の常時勤務職員と異なる支給割合については、第1.3（2）を参照）。

また、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）及び退職手当は、支給されない。

3 期末手当及び勤勉手当の基礎額における給料の月額

勤務時間数に応じた額となる。

第5 その他

育児休業等については、次のとおり。

制度名	適用内容
育児休業	適用（最長1歳6ヵ月）
部分休業	適用
育児短時間勤務	非適用

別紙 再任用短時間勤務教職員の特別休暇

		常時勤務教職員	1日7時間45分・ 週2日勤務 (週15時間30分勤務)	1日6時間・週3 日勤務 (週18時間勤務)	1日7時間45分・ 週3日勤務 (週23時間15分勤務)	1日6時間・週4 日勤務 (週24時間勤務)	1日6時間・週5 日勤務 (週30時間勤務)	1日7時間45分・ 週4日勤務 (週31時間勤務)
1	災害等による出勤困難	その都度必要があると認める時間	同左					
2	災害等による退勤途上の危険回避	その都度必要があると認める時間	同左					
3	災害等による住居の滅失等	1週間を超えない範囲内でその都度必要があると認める期間	同左					
4	証人等としての出頭	その都度必要があると認める時間	同左					
5	公民権の行使	その都度必要があると認める時間	同左					
6	夏期特別休暇	5日	2日	3日(※1)	3日	4日(※1)	5日(※1)	4日
	人間ドック	必要と認める期間	対象外					
7	生理休暇	その都度必要があると認める期間(2日)	同左					
8	職員結婚	その都度必要があると認める日(5日)	2日	3日(※1)	3日	4日(※1)	5日(※1)	4日
9	妊娠障害	10日を超えない範囲内でその都度必要があると認める日又は時間	同左	同左(※1)	同左	同左(※1)	同左(※1)	同左
10	妊産婦の健康診断	原則妊娠6月までは4週間に1回、妊娠7月から9月までは2週間に1回、妊娠10月から分べんまでは1週間に1回、産後1年まではその間に1回とし、承認できる時間は、1回につき、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要があると認める時間	同左					
11	妊婦の通勤緩和	正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて1時間を超えない範囲内で各々必要があると認める時間	同左					
12	分娩休暇	産前8週間、産後8週間	同左					
13	男性職員の育児参加	期間中5日を超えない範囲内でその都度必要があると認める日又は時間	同左	同左(※1)	同左	同左(※1)	同左(※1)	同左
14	配偶者の出産	期間中3日を超えない範囲内でその都度必要があると認める日又は時間	同左	同左(※1)	同左	同左(※1)	同左(※1)	同左
15	育児休暇	1回につき45分ずつ又は1回につき30分及び60分の1日2回	同左	同左(※2)	同左	同左(※2)	同左(※2)	同左
16	看護休暇 ア 就学前の子ども	ア 一の年につき5日(小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日)を超えない範囲内でその都度必要があると認める日又は時間	同左	同左(※1)	同左	同左(※1)	同左(※1)	同左
	イ 配偶者及び2親等以内の親族	イ 一の年につき5日を超えない範囲内でその都度必要があると認める日又は時間						
	ウ 中学校就学前の子ども(ア、イ全てを承認後)	ウ 一の年につき2日を超えない範囲内でその都度必要があると認める日又は時間						
17	短期介護休暇	一の年につき5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)を超えない範囲内でその都度必要があると認める日又は時間	同左	同左(※1)	同左	同左(※1)	同左(※1)	同左
18	骨髄又は末梢血幹細胞の提供	その都度必要があると認める日又は時間	同左					
19	ボランティア休暇	一の年につき5日を超えない範囲内でその都度必要があると認める日又は時間	同左	同左(※1)	同左	同左(※1)	同左(※1)	同左
20	父母、配偶者及び子の祭日	その都度必要があると認める場合において、1日	同左					
21	忌引	規則別表に定める期間内において必要があると認める期間	同左					

※1 時間単位で与えた休暇を日に換算する場合は、6時間をもって1日とする。

※2 生後1年に達している場合は、1日1回